

デンジャラス原発にレッドカード！ 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

高浜 1.2号機&美浜 3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2号 第14回
美浜 3号 第12回

口頭弁論

2020年 **1月22日(水)**

@名古屋地方裁判所 (2号法廷)

12:50~名古屋地裁南で原告受付開始&ミニ集会
(傍聴券は先着順です。傍聴受付は13時以降。)

13:30~高浜原発1.2号機 第14回口頭弁論

- 原発の危険性について、強震動予測と原発の耐震設計
- 関西電力金銭不正受領事件について

14:30頃~原告受付&傍聴券は先着順

15:30~美浜原発3号機 第12回口頭弁論

- 原発関連記事まとめ(北村栄弁護士)

裁判終了次第~17:30頃 記者会見+報告集会

(@桜華会館 2F「富士桜」 弁護団からの解説あり)

【次回以降の期日】 5月7日(木)・8月27日(木) (時間は1月と同じ)



老朽原発40年廃炉訴訟とは? 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号機と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎!

40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)

ゆうちょ銀行 口座番号: 00810-0-153748 「40年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

TEL: 080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL: toold40citizens@gmail.com

HP: <http://toold-40-takahama.com/people/>

Instagram: <https://www.instagram.com/toold40nagoya/>
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5F 名古屋第一法律事務所 気付

<アクセス> 名城線「市役所」駅⑤出口西へ10分
鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ10分
桜通線「丸の内」駅③出口北へ15分

TOOLD40@NAGOYA